

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の改正について

身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成15年11月6日付け障発第1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）により周知し、申請手続き等に関して御協力をいただいているところです。

今般、国土交通省道路局長から「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の別紙「有料道路における障害者割引措置実施要領」を一部改正し、下記のとおり令和5年3月27日（月）から運用を開始する旨の通知がありました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、管内の関係者等へ周知をお願いします。

記

1. 1人1台要件の緩和について

現行の制度では、1人1台に限って事前に登録することを要件としているところですが、障害者団体からの要望を踏まえ、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示していただいた場合は割引対象となります。

2. オンライン申請の導入について

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）において、ICTの活用等による申請手続の効率化について検討するとされたことを受け、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請を導入します。オンライン申請の導入後においても、オンライン申請を利用できない方へ配慮する必要があることから、市区町村の福祉事務所を窓口として証明事務を行うことについて、引き続き御協力をお願いいたします。

3. 運用開始日

令和5年3月27日（月）